

無利息・低利の
漁業金融制度資金
ご案内

令和7年12月



目 次

I	漁業近代化資金 -----	1
II	沿岸漁業改善資金 -----	5
III	漁業振興資金 -----	10
IV	日本政策金融公庫（農林水産事業）資金 -----	12
V	漁業信用基金協会の債務保証 -----	22
VI	問合せ相談機関 -----	26

I 漁業近代化資金

漁業者等の、資本の高度化及び経営の近代化のために必要な漁船、施設等の取得促進を目的とした長期、低利の融資資金です。県から融資機関へ利子補給を行うことで、漁業者負担を低減しています。

借 受 資 格 者

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者が300人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合
- (9) (1)～(8)までの者が主たる構成員となっている団体

（注）次ページの表で「個人等」というのは上の借受資格者のうち、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)を表し、「漁協等」というのは(6)、(7)、(8)を表します。

融 資 機 関

- (1) 東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）
- (2) 農林中央金庫名古屋支店

信 用 保 証

原則として、漁業信用基金協会の債務保証が必要となります（300万円以下のものを除く。）。
融資機関、漁業信用基金協会の審査で、債務保証以外に連帯保証人、担保が必要な場合があります。

(漁業近代化資金)

資金の種類	貸付対象事業
第1号資金 〔漁船〕	<ul style="list-style-type: none"> ○漁船（農林水産大臣の指定を受けた場合を除き、総トン数が130トン未満のもの） ○漁船の船体以外の改造（改造後の漁船の総トン数が130トン未満のもの） <ul style="list-style-type: none"> ○推進機関 ○補機関 ○プロペラ装置 ○発電機 ○無線機 ○魚群探知機 ○方向探知機 ○ロラン ○レーダー ○ジャイロコンパス ○気象図模写受信施設 ○造水装置 ○油圧装置等
第2号資金 〔漁船漁具保管修理施設等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○漁船漁具保管修理施設 ○漁業用資材保管施設 ○漁船用油水供給施設 ○養殖池 ○蓄養池 ○水産種苗生産施設 ○養殖用作業舎 ○水産物処理施設 ○水産物保藏施設 ○水産物加工施設 ○製氷冷凍施設 ○水産物等運搬施設 ○水産物販売施設 ○漁業用通信施設
第3号資金 〔漁場改良造成用機具等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○漁場改良造成用機具 ○漁船用油水供給用機具 ○水産種苗生産用機具 ○養殖用えさ調製供給用機具 ○養殖用肥料薬剤施用機具 ○養殖水産物収穫用機具 ○水産物等運搬用機具 ○生産・経営管理情報処理用機具
第4号資金 〔漁具等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○漁具 ○養殖いかだ ○はえ縄式養殖施設 ○仕切網養殖施設 ○ひび建養殖施設 ○浮流し式のり養殖施設 ○小割り式養殖施設
第5号資金 〔水産動植物の種苗の購入・育成〕	<ul style="list-style-type: none"> ○成育期間が通常1年以上である水産動植物であつて農林水産大臣の定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ①養殖に係る資金…あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、どじょう、にべ、はた、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる ②増殖に係る資金…あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい、わたりがに
第6号資金 〔漁村環境整備施設〕	<ul style="list-style-type: none"> ○漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。） ○漁船船員臨時宿泊施設 ○漁業者研修施設 ○集会施設 ○託児施設 ○診療施設 ○水道施設 ○ガス供給施設 ○下水道施設 ○地域休養施設 ○漁村広場施設 ○漁村多目的施設 ○生活安全保護施設 ○連絡道 ○廃棄物処理施設 <p>(注) 漁協等に対する貸付けに限る。</p>
第7号資金 〔農林水産大臣特認〕	<ul style="list-style-type: none"> ○1~6号以外で農林水産大臣の指定する資金 <ul style="list-style-type: none"> ○漁場改良造成施設資金 ○共同利用船舶資金 ○水産物公害防止施設資金 ○海浜等環境活用施設資金 ○漁村給排水施設資金 ○漁家住宅資金 ○初度の経営資金 ○密漁監視施設資金 ○水産業労働力確保施設資金

(令和7年11月19日現在)

末端金利 (年利)	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額 <small>(過去の貸付けによる融資残高を含めた額)</small>	
(1) 総トン数20トン未満の漁船 2.10%	20年内(3年内) ※木船 9年内(3年内)	区分 1 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合 2 20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人、漁業生産組合、法人(養殖業を除く。) 3 20トン未満の漁船を使用して漁業を営む個人、漁業生産組合、法人(養殖業を除く。) 4 水産加工業を営む個人、法人(水産業協同組合を除く。) 5 養殖業を営む個人 6 養殖業を営む漁業生産組合、法人(水産業協同組合を除く。) 7 20トン未満漁船漁業、養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営む個人等 8 上記2~5、7以外の漁業を営む個人 9 個人等、漁協等が主たる構成員となっている団体のうちの法人 10 個人等、漁協等が主たる構成員となっている団体のうちの法人でない団体	限度額 12億円 3億6,000万円 9,000万円 9,000万円 9,000万円 3億6,000万円 3億6,000万円 1,800万円 12億円 3億6,000万円 ~9,000万円
(2) 総トン数20トン以上130トン未満の漁船 2.10%	※船体以外の改造資金 10年内(3年内)		
2.10%	個人等 15年内(3年内) 漁協等 20年内(3年内)		
2.10%	個人等 7年内(2年内) 漁協等 10年内(2年内)		
2.10%	5年内(2年内)		
2.10%	5年内(2年内) ※ぶり、ほたてがい及び真珠貝 5年内(3年内)		
2.10%	20年内(3年内)		
2.10%	個人等 12年内(2年内) 漁協等 15年内(3年内) ※漁村給排水施設資金、漁家住宅資金、水産業労働力確保施設資金 15年内(3年内) ※初度的経営資金 5年内(2年内)		

《参考 国の漁業制度資金》

水産庁漁政部水産経営課で扱っている漁業制度資金には、次のようなものがあります。ただし、貸付要件を満たさない、需要が無いなどの理由により、愛知県では現在、貸付実績がありません。

1 漁業経営維持安定資金

- ア 趣 旨 中小漁業者の経営の再建を図るために必要な固定化債権の整理等のための資金を融資機関が低利で融通し、県又は国が融資機関に利子補給をするもの
- イ 貸付内容 返済期到来後、未返済となっている債務等の整理
- ウ 貸付金利 沿岸漁業 1.40%、遠洋漁業 1.85%（令和6年12月18日現在）
- エ 償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内）
※特認15年以内（うち据置期間3年以内）
- オ 貸付要件 漁業経営再建計画を作成し、県又は国の認定を受けること

2 その他

漁業経営再建資金、漁業経営高度化促進支援資金、漁業経営改善促進資金など

II 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業従事者等が、漁業経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び生活の改善を図ることを促進する目的で、国と県が原資を造成して、無利息で貸付けを行っています。

借 受 資 格 者

- (1) 沿岸漁業を営む個人及び沿岸漁業の労働に従事する者
- (2) 沿岸漁業の従事者たる個人が組織する漁業協同組合、漁業生産組合及びその他の団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社（常時使用従事者が 20 人以下）
- (4) 沿岸漁業を営もうとする新規参入者
- (5) 農商工等連携事業を行う認定中小企業者
- (6) 六次産業化法の総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等を支援する促進事業者

（注）「沿岸漁業」というのは、「総トン数 20 トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業」、「漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業」、「水産動植物の養殖の事業」のことです。

また、この資金の「沿岸漁業」のうちには、「内水面漁業」も含まれます。

資 金 の 取 扱 機 関

東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）

無 利 息 ・ 無 担 保

この資金は、東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）を通じて、県が沿岸漁業従事者等の皆様に無利息・無担保で貸付けます。漁業信用基金協会の債務保証は必要ありませんが、連帯保証人が下記のとおり必要です。

- (1) 借受額が 50 万円未満のときは 1 人
- (2) 借受額が 50 万円以上のときは 2 人

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
1 経営等改善資金 (注) 前ページの借受資格者(5)(6)に掲げる者に貸付けるときは、償還期限が異なる場合があります。				
(1) 操船作業省力化機器等設置資金 自動操舵装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	○遠隔操縦装置の設置費用 ○サイドスラスターの設置費用 ○レーダーの設置費用 ○自動航跡記録装置の設置費用 ○G P S受信機の設置費用	500万円 1台につき 50万円 1台につき 400万円 1台につき 180万円 1台につき 120万円 1台につき 130万円	7年以内	1年以内
(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	○動力式つり機の設置費用 ○ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 ○ネットホーラー等の揚網機の設置費用 ○巻取りウインチの設置費用 ○放電式集魚灯の設置費用 ○漁業用クレーンの設置費用 ○漁獲物等処理装置の設置費用 ○海水冷却装置の設置費用 ○海水殺菌装置の設置費用 ○漁業用ソナーの設置費用 ○カラー魚群探知機の設置費用 ○潮流計の設置費用	500万円 1件につき 500万円 1台につき 120万円 1台につき 120万円 1台につき 500万円 1セットにつき 200万円 1台につき 400万円 1台につき 500万円 1台につき 180万円 1台につき 300万円 1台につき 500万円 1台につき 150万円 1台につき 500万円	7年以内	1年以内
(3) 補機関等駆動機器等設置資金 (1)及び(2)に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	○補機関（動力取出装置付き推進機関を含む。）の設置費用 ○油圧装置の設置費用	500万円 1台につき 400万円 1台につき 500万円	7年以内	1年以内
(4) 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	○漁船用環境高度対応機関の設置費用 ○定速装置の設置費用 ○発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円 1台につき 2,400万円 1台につき 120万円 1セットにつき 1,300万円	7年以内	1年以内
(5) 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 イ 養殖施設の設置費用 ロ 種苗の購入費用又は生産費用 ハ 飼料の購入費用	○農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 イ 養殖施設の設置費用 ロ 種苗の購入費用又は生産費用 ハ 飼料の購入費用	400万円	4年以内	2年以内

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
(6) 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	○資源管理に必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 ○低利用又は未利用の資源の開発又は利用に必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 ○漁獲物の付加価値の向上に必要な活魚の出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は漁獲物の加工のための加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等の設置費用	1,200万円	10年以内	3年以内
(7) 環境対応型養殖業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	○養殖漁場の環境の悪化を防止するために行う投餌の内容、量又は方法の改善に必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫の購入費用又は設置費用 ○養殖魚の安全性を確保するために漁網防汚剤を使用せずに行う養殖に必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばつ気装置等の設計費用 ○養殖漁場の環境の悪化を防止し、又は養殖魚の安全性を確保するために必要となる餌料成分分析機、水質又は底質の測定器、残留検査又は肉質検査を行うための機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	2,000万円 (漁場環境の適正化の管理に関する取決めに基づく取組にあっては 1,200万円)	10年以内	3年以内
(8) 乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金	○転落防止用手すりの設置費用 ○安全カバー装置の設置費用 ○揚網機安全装置の設置費用	150万円 50万円 50万円 40万円	5年以内	1年以内

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
(9) 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	○救命胴衣の購入費用 ○消火器の購入費用 ○イーパブの購入費用 ○レーダートランスポンダの購入費用 ○小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円 10万円 10万円 60万円 65万円 1件につき130万円	5年以内 (救命胴衣及び消火器の購入費用は、2年以内)	なし
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	○漁獲物の横移動防止装置の設置費用 ○甲板下の魚そうの設置費用	150万円 30万円 (甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあっては100万円)	5年以内	1年以内
(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	○レーダー反射器の購入又は設置費用 ○無線電話の設置費用	120万円 40万円 40万円	5年以内	なし
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	○漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用	130万円 (個人にあっては70万円)	5年以内	なし
2 生活改善資金				
(1) 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	○し尿浄化装置又は改良便そうの設置に必要な資材の購入費用 ○自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 ○太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	30万円 10万円 10万円	3年以内 2年以内 2年以内	なし
(2) 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために使う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金	○居室（居間、寝室、子供部屋、老人室等）の改造費用 ○炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 ○衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 ○家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	150万円	7年以内	なし

(沿岸漁業改善資金)

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期限	据置期間
(3) 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	○機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 ○機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、加工用原材料費、資材費等）	80万円	3年以内	なし

3 青年漁業者等養成確保資金

(1) 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けけるのに必要な資金	○研修受講費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	国内研修を受ける場合にあっては、1人につき180万円。ただし、1月当たり15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最大とする。国外研修を受ける場合にあっては、1人につき100万円	5年以内	1年以内
(2) 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	○パソコン及び関連機器、ソフトウエア、ファクシミリ、制御装置及び関連機器等の購入費用等当該経営方法又は技術の習得を行うのに必要な費用	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体につき150万円	5年以内	なし
(3) 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	○漁船の建造、取得又は改造費用、機器（漁具等）又は養殖施設の購入又は設置費用、種苗、餌料又は燃料の購入費用等当該経営を行うのに必要な費用	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体につき2,000万円（沿岸漁業部門の経営の開始にあっては800万円）	10年以内	3年以内

III 漁業振興資金

漁業近代化資金の貸付対象とならない運転資金、経営環境適応資金及び施設整備資金の貸付けを行っています。

借 受 資 格 者

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が 300 人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数が 3,000 トン以下であるもの
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が 100 人以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合

融 資 機 閣

東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）

信 用 保 証

原則として、漁業信用基金協会の債務保証が必要となります。

資金の種類と内容

(令和7年11月19日現在)

資金の種類	貸付対象事業	貸付限度額	貸付 利率	融資期間	
				償還期限	据置期間
運転資金	○燃料費、漁船・エンジン等の修理費及びトロ箱等の消耗品等の購入に必要な資金 (前ページ借受資格者(1)、(2)、(3)に掲げる者に貸付けるもの) ○荷造包装費、運送費、保管料、機械器具修理費、水道光熱費及び消耗品等の購入に必要な資金 ((4)、(5)に掲げる者に貸付けるもの)	1千万円	1.85%	1年以内	なし
	○組合員の販売支払費、魚介類の仕入費、運送費、トロ箱等の消耗品費等の販売事業に要する資金及び燃料油仕入費、漁具・材料等購買品仕入費等の購買事業に要する資金 ((6)、(7)、(8)に掲げる者に貸付けるもの)	1億円			
	○しらす、いわし、こうなご等の水産物の加工に必要な原料及び材料の購入に必要な資金 ((2)、(4)、(5)、(6)に掲げる者に貸付けるもの)	(2)、(4)、(5)に掲げる者は2千万円、(6)に掲げる者は2億円	1.85%	2年以内	なし
	○増養殖のための、あゆ等の水産動物の種苗の購入又は育成に必要な資金 ((1)、(2)、(3)、(6)に掲げる者に貸付けるもの)	(1)、(2)、(3)に掲げる者は2千万円、(6)に掲げる者は2億円	1.85%	3年以内	1年以内
経営環境適応資金	○災害その他やむを得ない理由により経営環境が著しく悪化した漁業協同組合が、その経営の維持を図るために必要な資金 ((6)に掲げる者に貸付けるもの)	2億円(※)	1.85%	5年以内	2年以内
施設整備資金	○漁業協同組合等の経営の近代化を図るために必要な施設改良、造成又は取得に必要な資金 ((6)、(7)、(8)に掲げる者に貸付けるもの)	2億円	2.25%	5年以内	1年以内

(※) ただし、特別の理由がある場合においては、東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店・営業店が適當と認めた額とする。

(注) 一漁業者等に係る貸付金の貸付限度額は、個人等((1)～(5)に掲げる者)にあっては2千万円とし、漁協等((6)～(8)に掲げる者)にあっては各資金種類合わせて2億円(経営環境適応資金にあっては、特別の理由がある場合においては、東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店・営業店が適當と認めた額)とする。

IV 日本政策金融公庫（農林水産事業）資金

生産基盤の整備、構造改善等で一般の金融機関では融資し難い施設資金について長期資金の融通を行っています。

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
漁業経営改善支援資金	<p>○改善計画に従って行う事業に必要な資金</p> <p>1. 漁船：漁船の建造、取得、改造</p> <p>2. 漁業用施設：水産物の生産、流通、加工又は販売必要な施設など</p> <p>3. 漁具：漁具の取得</p> <p>4. 長期運転資金等一括前払リース料、修繕費、薬品費、法人への出資など</p> <p>5. 共同利用施設：リース漁船の建造・取得、水産物の生産・流通・加工・販売施設など（改善計画の認定を受けた方が専ら使用するものに限ります）</p> <p>この改善計画とは、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定められている「漁業経営の改善に関する計画」を指します。資金の利用にあたっては改善計画の認定を受ける必要があります。</p>	<p>1. 漁業を営む個人又は法人</p> <p>2. 漁業生産組合</p> <p>3. 漁業協同組合</p> <p>4. 漁業協同組合連合会（共同利用施設に限る）</p> <p>5. 一般社団法人（共同利用施設に限る）</p>

(令和7年11月19日現在)

利率（年利）	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額 (融資額及び融資率)
○漁船 2.10%	18年以内	3年以内	○漁業種類や貸付金の使途により融資限度額が異なる (詳細は日本政策金融公庫HPをご参照ください)
○漁船以外 2.10%			
○共同利用 2.25%			

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
振興山村・過疎地域経営改善資金	<p>○「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設・機械・漁船等：建物・施設・機械・漁船等の改良、造成、取得 2. 果樹・家畜等：購入費、新植・改植費用のほか、育成費 3. 地域資源整備活用施設：滞在型農園施設（農園の整備、宿泊研修施設の設置等）、農林水産物直売施設、農林水産物処理加工施設 4. 農業生産環境施設：産地形成促進施設（鮮度保持用施設等）、農作業管理休養施設（休息室、農具保管庫等）など 5. 農林地保全：農林地を保全するための事業を開始するため必要な事務管理用品及び資材の取得（農林漁業振興法人に限る）。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業を営む個人・法人で「農林漁業経営改善計画」について都道府県知事の認定を受けた方 2. 「農林漁業振興計画」について都道府県知事の認定を受けた次の法人・団体 <ol style="list-style-type: none"> (1) 共同化法人・団体（例：農事組合法人（1号法人）、防除組合） (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合 (3) 5割法人・団体 農林漁業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合の構成割合が地方公共団体を除いて $1/2$ 以上であり、かつその割合が全体の $1/3$ 以上である法人・団体 (4) 農業振興法人 農林漁業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、地方公共団体の構成割合が $1/2$ 以上であり、農林漁業の振興を目的とするもの（ただし、農林地の保全管理事業を業務とすることが必要です）

(令和7年11月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額 (融資額及び融資率)
2.10%~	25年以内	8年以内	<ol style="list-style-type: none">補助事業の場合 負担する額の80%以内非補助事業の場合 負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 個人：1,300万円（特別の場合2,600万円） 法人：5,200万円（特別の場合6,000万円～5億円）

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
農林漁業施設資金	○農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得 共同利用施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水産施設の場合 水産業協同組合(漁業生産組合除く) 2. その他の施設の場合 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会 3. 5割法人・団体 (農林漁業者及び上記1から4の法人がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則として過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体 (農林漁業者及び上記1から4の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。)) 4. 農林漁業振興法人 (農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農林漁業の振興を目的とする法人)
	○国が認定した「総合化事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得 6次産業化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合等 2. 5割法人・団体 (農林漁業者及び上記1に掲げる者がその構成員又はその資本金(基本財産を含む。)につき地方公共団体に係るものを除き原則として過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体 (農林漁業者及び上記1に掲げる者がその構成員又はその資本金(基本財産を含む。)につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。)) 3. 農林漁業振興法人 (農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするもの)

(令和7年11月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額 (融資額及び融資率)
2.40%	20年以内 バイオテクノロジーに係る施設 のうち機械、器具 類 15年	3年以内	○貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
2.10%	20年以内	3年以内	

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
農林漁業施設資金 バイオマス利活用施設	<p>○アのバイオマスを多様かつ高付加価値な製品やエネルギー等に変換するために必要なイの共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得</p> <p>ア 対象バイオマス 主として家畜排せつ物、農作物非食用部（稻わら、麦わら、もみがら等）、製材工場等残材、林地残材（間伐材、被害木等）、水産廃棄物（魚腸骨、ホタテうろ等）、その他農林漁業の生産過程において生じる有機性資源</p> <p>イ 対象施設 アに掲げるバイオマスを原材料として、メタン発酵、エタノール発酵、乳酸発酵、ガス化、炭化、飼料化、堆肥化、エステル化、マテリアル変換等により、資材、エネルギーその他有用な形態に変換するために必要な施設</p>	<p>○1、2及び3の団体及び法人で、バイオマス利活用施設整備計画を作成し、当該事業が地域のバイオマスの総合的な利活用に資するものとして地方農政局長（北海道にあっては大臣官房バイオマス政策課長）の意見を受けた者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合等 2. 5割法人・団体（農林漁業者及び上記1に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含む。）につき地方公共団体に係るもの除き原則として過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（農林漁業者及び上記1に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含む。）につき地方公共団体に係るものと含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。）） 3. 農林漁業振興法人（農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするもの）

(令和7年11月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額 (融資額及び融資率)
2.10%	20年以内	3年以内	○貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

(日本政策金融公庫資金)

資金の種類	貸付対象事業	貸付けの相手方
農林漁業 セーフティネット 資金	<p>1. 災害：災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた。</p> <p>2. 行政指導：BSE や鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。森林病害虫等による行政指導を受けた。</p> <p>3. 社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化</p> <p>(1) 最近の決算期における粗収益が前期に比し 10%以上減少していること。</p> <p>(2) 最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること。</p> <p>(3) 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。</p> <p>(4) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。</p> <p>(5) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債 ÷ （純利益額 + 減価償却費））が 20 年以上であること。</p> <p>(6) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。</p> <p>(7) 一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した事象に限る）。</p> <p>(8) 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した感染症等に限る）。</p> <p>(9) 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。</p> <p>(10) 取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。</p>	<p>1. 認定農業者：農業経営改善計画の認定を受けた個人・法人</p> <p>2. 認定新規就農者：青年等就農計画の認定を受けた個人・法人</p> <p>3. 林業経営改善計画の認定を受けている方</p> <p>4. 漁業経営改善計画認定漁業者</p> <p>5. 主業農林漁業者</p> <p>（個人）農林漁業所得が総所得の過半を占める、または農林漁業粗収益が 200 万円以上の個人</p> <p>（法人）農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が 1,000 万円以上の法人</p> <p>6. その他：農林漁業経営開始後 3 年以内の者・集落営農組織等</p>

(令和7年11月19日現在)

利率(年利)	償還期限 (据置を含む。)	据置期間	貸付限度額 (融資額及び融資率)
1.25%~	15年以内	3年以内	<ol style="list-style-type: none">1. 一般: 600万円2. 特認: 年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）

V 漁業信用基金協会の債務保証

この制度は、中小漁業者等の皆様方が漁業経営等に必要な資金を金融機関から借り入れる際に、漁業信用基金協会がその債務を保証し借入れを容易にするものです。

加入の資格要件

- (1) この制度で保証を受けるには、1口5万円以上の出資金を払い込んで、漁業信用基金協会の会員になつていただく必要があります。
- (2) 加入資格者は、下記のとおりです。
 - ア 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
 - イ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
 - ウ 水産加工業を営む個人
 - エ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
 - オ 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会を除く。）

保証を取扱う指定金融機関

- (1) 東日本信用漁業協同組合連合会（愛知支店及び愛知県内の営業店）
- (2) 農林中央金庫名古屋支店

保証の対象となる資金

漁業信用基金協会の債務保証の対象となるのは、保証を取扱う指定金融機関から借り入れる次の資金です。

1 漁業近代化資金

(注) この資金の内容については、「I 漁業近代化資金」を参照してください。

2 一般資金

(1) 事業資金及び生活資金

事業又は生活に必要とする次のような資金

ア 漁業を営む個人、漁業に従事する個人、漁業を営む法人

- ・漁船の建造、取得又は修理に必要な資金
- ・漁船機関の取得又は換装に必要な資金
- ・漁船の冷凍冷蔵施設の取得又は修理に必要な資金
- ・漁船の無線機、発電機、魚群探知機等の漁船用機器の新設又は取得に必要な資金
- ・漁網の取得に必要な資金
- ・水産増養殖施設の新設又は修理に必要な資金
- ・その他漁業の経営に必要な資金
- ・漁業の経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

イ 水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人

- ・水産物の加工に必要な設備の新設、取得、改裝又は修理に必要な資金
- ・水産加工用の原料又は材料の取得に必要な資金
- ・水産加工用の原料若しくは材料又は製品の保蔵に必要な設備の新設、取得、改裝又は修理に必要な資金
- ・その他水産加工業の経営に必要な資金
- ・水産加工業の経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

ウ 水産業協同組合

- ・漁場の造成又は改良に要する資金
- ・その他漁業者等の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- ・共同利用施設を利用した事業の運営に必要な資金
- ・漁業協同組合又は水産加工業協同組合がその組合員に対し漁業経営若しくは水産加工業経営に必要な資金の貸付けを行うのに必要な資金
- ・経営の改善に資することを目的とする住宅の改良、造成又は取得に必要な資金の貸付けを行うのに必要な資金

(2) 金融公庫資金

沿岸漁業を営む者及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して漁業を営む者に対する次のような日本政策金融公庫の資金

- ・漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- ・沿岸漁業者の経営の安定に必要な資金
- ・漁船の隻数の縮減に伴い必要な資金
- ・漁業者の共同利用に供する施設の改良造成、復旧又は取得に必要な資金
- ・漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

(3) 公害防止資金

公害防止施設の設置の費用等で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金

- ・汚水処理施設、騒音又は振動防止施設、悪臭処理施設、産業廃棄物処理施設及びそれに附属する設備の設置に必要な資金
- ・水産物の処理加工に伴って生ずる水質の汚濁、騒音その他の公害を防止するため工場又は事業場を移転するために要する費用で、土地、建物、機械設備その他の施設の取得に必要な資金
- ・公害防止事業費事業者負担法による事業者負担金の納付に必要な資金
- ・以上のはか水産庁長官が特に必要と認めた資金

(4) 災害資金

暴風、豪雨、高潮、津波等の災害により損失を受けた中小漁業者等の再建に必要な資金として主務大臣が指定する資金

(5) 緊急融資資金

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に規定する資金のうち、主務大臣が指定する次の資金

ア 一般緊急融資資金

漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者に対し、事業活動を継続するために必要な緊急に融資される資金

イ 借替緊急融資資金

債務の整理を行うのに必要な資金として主務大臣が指定する資金

(6) 漁業振興資金

(注) この資金の内容については、「**III漁業振興資金**」を参照してください。

保証が受けられる限度

(1) 漁業近代化資金

近代化資金に係る出資金の額の 50 倍

(2) 一般資金

ア 金融公庫資金 一般資金に係る出資金の額の 50 倍

イ 緊急融資資金 一般資金に係る出資金の額の 50 倍

ウ ア、イ以外の一般資金 一般資金に係る出資金の額の 30 倍

保証料と保証期間

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

資金の種類	利率（年利）	保証の期間
漁業近代化資金	0.42%	漁業近代化資金融通法に定める貸付期間の範囲内
金融公庫資金	0.45%	日本政策金融公庫法に定める貸付期間の範囲内
公害防止資金	0.67%	10 年
災害資金	0.67%	(ただし、特に必要と認めた場合は、この限りではありません。)
一般緊急融資資金	1.14%	
借替緊急融資資金	1.14%	
その他の資金	0.88%	

(注) 1 漁業信用基金協会の債務保証を受けて、漁業近代化資金を借り入れた漁業者等は、保証料の一部について、愛知県水産業振興基金から助成を受けられる場合があります。

2 その他、保証料の一部を国等から助成を受けられる場合があります。

詳細については全国漁業信用基金協会愛知支所へ照会ください。

3 その他の資金のうち旧債務整理資金に該当する場合の利率は 1.14%です。

4 漁業近代化資金の利率は 0.45%から 0.42%に改正され、令和 6 年 10 月 1 日以降の新規保証引受分から適用されています。

VI 問合せ相談機関

名 称	住 所	電 話
愛知県農業水産局水産課	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6457 (ダイヤルイン)
尾張農林水産事務所 農政課	名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-1599 (農政課)
海部農林水産事務所 農政課	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111 (代表)
知多農林水産事務所 水産課	半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代表)
西三河農林水産事務所 水産課	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2727 (水産課)
豊田加茂農林水産事務所 農政課	豊田市元城町 4-45	0565-32-7361 (代表)
新城設楽農林水産事務所 農政課	北設楽郡設楽町大字田口字小貝津 6-2	0536-62-0545 (農政課)
東三河農林水産事務所 水産課	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111 (代表)
全国漁業信用基金協会愛知支所	名古屋市中区丸の内 3-4-31	052-950-2737
東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店	名古屋市中区丸の内 3-4-31	052-962-1481
日本政策金融公庫名古屋支店	名古屋市中村区名駅三丁目 25-9 堀内ビル 6 階	052-582-0745
漁業協同組合、お近くの東日本信用漁業協同組合連合会の愛知支店・愛知県内の営業店		

無利息・低利の
漁業金融制度資金
ご案内

令和7年12月発行

愛知県農業水産局水産課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6457 (ダイヤルイン)